

徳島県企業管理規程第二号

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

徳島県企業局長 木 下 慎 次

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程

徳島県企業局財務規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

様式第二十二号中「~~を~~ ~~を~~」を「~~を~~ ~~を~~」に改める。

様式第二十五号中「~~を~~ ~~を~~」を「~~を~~」に改める。

様式第二十五号の二中「~~を~~ ~~を~~」を「~~を~~」に改める。

附 則

この規程は、令和二年一月一日から施行する。